

国家賠償責任の履行経費の見積り，管理，使用及び決算について規定する 合同通達

2009年6月18日付け国家賠償責任法 35/2009/QH12 に基づき，
2002年2月16日付け国家予算法 01/2002/QH11 に基づき，
国家予算法の詳細を規定し，施行を案内する 2003年6月6日付け政府議定 60/
2003/ND-CP に基づき，
国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する 2010年3
月3日付け政府議定 16/2010/ND-CP に基づき，
財務省の機能，任務，権限及び組織機構を規定する 2008年11月27日付け政
府議定 118/2008/ND-CP に基づき，
司法省の機能，任務，権限及び組織機構を規定する 2008年8月22日付け政
府議定 93/2008/ND-CP に基づき，
財務省大臣，司法省大臣は，国家賠償責任を履行するための国家予算からの
経費の見積り，管理，使用及び決算について規定する合同通達を次のとおり発
行する。

第I章 総則

第1条 適用範囲

1. 本通達は，次の各内容を規定する。
 - a) 行政管理，訴訟，判決執行活動において公務執行者により惹起された損害を被った個人，組織に対する国家賠償責任を履行するための国家予算からの賠償経費（以下「賠償経費」という）の見積り，管理，使用及び決算；賠償責任機関の賠償解決の実施費用；損害を惹起した公務執行者の償還金を徴収，納入
 - b) 賠償に関する国家管理業務のための国家予算からの経費の見積り，管理，使用
2. 行政管理，民事判決執行，刑事判決執行，民事訴訟，刑事訴訟，行政訴訟活動における損害賠償責任の確定，賠償される損害の種類，償還金額の確定，賠償手続は，当該各活動における国家賠償責任の履行を案内する各法令文書の規定に従って行われる。

第2条 適用対象

1. 行政管理，訴訟，判決執行活動における賠償責任機関；国家賠償責任法の規定に基づき損害賠償及び損害賠償金の償還責任を負う損害を惹起した公務執行者
2. 機関，公務執行者の活動により惹起された損害を被り，国家賠償責任法の規定に基づき賠償を受ける組織，個人
3. 国家賠償責任法の規定に基づく賠償業務に関する国家管理機関

第3条 経費の財源

1. 賠償経費
 - a) 賠償責任機関である各省庁，省庁同格機関，その他の中央機関（以下併せて「中央機関」という）に関する賠償経費は，中央予算から確保される。
 - b) 賠償責任機関である各地方局，委員会，地方部門（以下併せて「地方機関」という）に関する賠償経費は，地方予算から確保される。
2. 賠償責任機関の賠償解決を実施する経費は，賠償責任機関の行政管理費用の予算から使用される。
3. 賠償に関する国家管理業務のために確保される経費は，賠償に関する国家管理の任務を委ねられた機関，組織の経常費用の予算の中に位置付けられる。

第II章 具体的な規定

第1節 賠償経費及び賠償金の支払

第4条 賠償経費の見積り，分配

1. 毎年，前年の賠償の実績に基づき，財務省は，各省庁，中央部門と協調して中央機関の賠償経費を見積もり，見積りをとりまとめて政府に提出し，国会に提出して中央予算の作成に際し審理，決定できるようにする。財務局は，地方局，委員会，地方部門と協調して賠償経費を見積もり，地方予算の見積りの中でとりまとめて省級人民委員会に提出し，同級の人民評議会に提出して審理，決定できるようにする。
2. 賠償経費は，適式な賠償金支払請求があったときに初めて，賠償責任機関に分配される。

第5条 賠償経費の使用

1. 権限を有する機関の賠償を解決する判決，決定に基づき賠償金支払請求が発

生したときは、賠償責任機関は、交付権限を有する機関から支給を受けた行政管理費用の予算から職権で引き出し（残っていれば）、被害者に対する支払に充てる。被害者に対し支払った経費を基礎として、賠償責任機関は、賠償経費の補充をとりまとめて財務機関に報告し、被害者に対する支払に充てた経費の償還を受ける。

2. 賠償金支払請求が発生したときに、本条 1 項の規定に従って被害者に対する支払に充てるための予算が十分に残っていない場合、被害者に対する支払のため、賠償経費支給要請記録を作成し、規定に基づき権限を有する機関に送付する。

第 6 条 賠償経費の補充、支給手続

1. 賠償責任機関が被害者に対する支払のために予算を充てた場合

賠償責任機関が被害者に対する賠償支払のために経費を充てた場合、賠償を解決する判決、決定で規定されたとおり賠償を完了した日から 5 営業日以内に、賠償責任機関は、各関連記録をとりまとめて経費を確保する責任を有する同級の財務機関に査定、経費の補充のため送付する。経費の補充支給の査定期限は、本条 2 項 c 号及び 3 項の規定に従う。賠償責任機関が上級管理機関を有する場合、記録を上級管理機関に送付し、査定した上で経費を確保する責任を有する財務機関に送付して経費の補充を審査できるようにする。査定及び賠償経費の補充期限は、本条 2 項 b, c 号及び 3 項の規定に従う。

2. 賠償責任機関が被害者に対する支払に充てるために予算を充てない場合

- a) 賠償を解決する判決、決定が法的効力を生じた日から 5 営業日以内に、賠償責任機関は、賠償経費の補充支給の審査のため、賠償要請記録を作成し、国家予算法の規定に従い経費を確保する責任を有する財務機関に提出しなければならない。賠償責任機関が上級管理機関を有する場合、記録を上級管理機関に査定のため送付しなければならない。

- b) 記録を受領した日から 5 営業日以内に、記録を受領した機関は、賠償要請記録の正確性、完全性及び適式性を査定、検査し、賠償経費を査定し、経費を確保する責任を有する同級の財務機関に賠償経費の補充支給の審査のため文書を送付する。

- c) 賠償要請記録は、国家賠償責任法第 54 条の規定に従う。記録が適式でない場合、記録を受領した機関は、賠償責任機関に記録の補充又は賠償解決決定の修正、補充を案内する。記録の補充期限は、上級管理機関の要求文書を受領した日から 15 日を超えてはならない。

3. 適式な賠償要請記録を受領した日から 10 営業日以内に、経費を確保する責任を有する財務機関（賠償責任を有する中央機関については財務省、賠償責任

を有する地方機関については財務局)は、被害者に対する支払のため、賠償責任機関に経費を補充支給する責任を有する。複雑な又は金額が大きく慎重な審査が必要な事案については、財務機関は、賠償金支払経費の仮払のため、賠償に関する国家管理機関及び関連機関と意見交換をする。賠償責任機関は、賠償記録を整理し、個人、組織の償還責任を確定した後に、財務機関に補充予算の見積りの審査及び通知のため文書を送付する。

第7条 賠償金の支払の実施

1. 行政管理費用の予算から引き出した後、又は本通達第6条の規定に従い財務機関から経費の支給を受けた後、遅くとも5営業日以内に、賠償責任機関は、被害者又は被害者の親族(以下併せて「賠償金受領者」という)に対する賠償金の支払の実施を組織しなければならない。
2. 賠償金の支払は、一括で、賠償金受領者に対し現金により、又は賠償金受領者の請求により口座振込により行わなければならない。少なくとも2日前に賠償金受領者に通知し、賠償金の受領を手配できるようにしなければならない。賠償金受領者が口座振込による支払を請求する場合、請求に従って実施し、受取人に通知する。
3. 賠償金の支払については、本条第2項で案内される支払の形式に適合する調書を作成し、賠償金の交付、受領の各当事者が1部ずつ保持する。

第8条 賠償経費の決算

1. 賠償経費の決算は、国家予算法及び法律を案内する各文書の規定に従って行われる。
2. 予算年度が終了したときは、賠償責任機関は、国家予算に関する法令の規定に従い、賠償支払をした経費の決算を作成し、毎年の予算の決算中でとりまとめて財務省(中央機関について)に送付し、司法局(地方機関について)に送付する。

中央予算から賠償経費が確保される上級管理機関を有する賠償責任機関については、国家予算に関する法令の規定に従い、賠償支払をした経費の決算を作成し、機関の毎年の予算の決算中でとりまとめて上級管理機関に送付し、とりまとめて財務省に送付できるようにする。

第9条 償還金の徴収、納入

1. 故意過失により損害を与えた公務執行者は、権限を有する機関の決定に従い、国家が被害者に対し賠償した金員を国家予算に償還すべき義務を負う。
2. 償還金の徴収、納入、管理、使用は、国家賠償責任法及び国家賠償責任法の

いくつかの条項の詳細を規定し、施行を案内する 2010 年 3 月 3 日付け政府議定 16/2010/ND-CP の規定に従って行われる。いくつかの具体的な案内の内容は次のとおりである。

- a) 国家予算への償還決定に基づき、国家予算から賠償を実施するための経費の支給を受けた機関の長は、国家賠償責任法第 62 条及び 63 条の規定に従い、償還責任を負う者に督促し、償還に関連を有する公務執行者のいる機関の長と協調して、遅滞なく償還金を回収し、地域の国庫の国家予算に納入する責任を有する。
- b) 償還が公務執行者の毎月の給与から控除する方法により行われる場合、最少で 10 パーセントを下回らない額、最高で 30 パーセントを超えない額を毎月の給与から差し引く。償還を履行しなければならない幹部、公務員を管理する機関の長は、償還しなければならない幹部、公務員の毎月の給与から償還責任審査評議会が決定した割合に従って控除し、損害賠償を実施するために支出をした国家予算に納入する責任を有する。

第 2 節 賠償に関する国家管理業務のための経費

第 10 条 賠償業務に関する国家管理の実施費用の内容

1. 国家賠償責任に関する法規範文書の制定費用
2. 国家賠償責任に関する法規範文書の普及、宣伝費用
3. 複数の部門、複数の級に関連する複雑な事案又は複数の分野に属する専門性の高い事案で、機関の長が意見聴取を決定したものに關する専門家の意見聴取費用
4. 国家賠償に関する法令の規定に基づく検査、監査、不服申立て、告発の解決業務に資するための財産の評価、財産に関する損害の鑑定及び健康に関する損害の鑑定費用
5. 被害者又は賠償責任機関が申し立てた場合における賠償責任機関を確定するための各中央、地方機関との合同会議の費用
6. 権限を有する機関の決定に基づく、被害者又は賠償責任機関が申し立てた場合における賠償責任機関の確定；賠償解決の監督、検査、監査；賠償金の支払、償還責任の履行の監督、督促のための各出張団の組織費用
7. 国家賠償業務を行う各幹部、公務員に対する賠償解決及び賠償業務に関する国家管理の技能、専門知識の指導、強化費用
8. 賠償に関する国家管理業務に資する会議、セミナー、初期評価、総括費用
9. 調査、考察、精査、統計、データのとりまとめの各活動の実施費用
10. その他の賠償に関する国家管理業務に関連する費用

第 11 条 費用の額

1. 制度，基準，目標値に関する具体的な規定がある費用については，現行の法令の規定に従う（本合同通達添付の付録による）。
2. 具体的な費用の額の規定がない国家賠償業務に関する各専門管理活動のための費用については，部局の長が，類似する各活動に対する現行の法令の各規定を応用する。

第 12 条 賠償に関する国家管理業務のための国家予算経費の見積り，執行及び決算

賠償に関する国家管理業務の実施経費の見積り，執行及び決算は，国家予算法，会計法及び各実施案内文書の規定に従う。

第 III 章 施行条項

第 13 条 施行効力

本合同通達は，2012 年 6 月 25 日から効力を生ずる。

第 14 条 実施の組織

実施の過程で不明点を発見したときは，研究し，補充して案内することができるとともに，財務省及び司法省に対し速やかに連絡することを各機関，組織，個人に要請する。

以上